



第2章

豊かな自然に囲まれた生活環境都市

達成後の姿

水と緑に恵まれた自然環境を大切に守り、コンパクトにまとまった市街地や魅力ある拠点が配置され、自然と共存した生活が営まれています。

周辺の都市や市内各地へ通じる便利で快適な交通網が整備され、安全に移動ができるようになっています。

だれもが、いつまでも住んでいたい、住んでよかったと思えるような、“豊かな自然に囲まれた生活環境都市”がつくられています。

1

地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

2

便利で快適に移動できるような交通環境の形成を図ります

3

快適な暮らしを支える生活環境づくりを進めます

1. 自然と共存する土地利用の形成に努めます／土地利用
2. 地域個性を活かした魅力ある都市計画を進めます／都市計画
3. コンパクトな市街地整備を推進します／市街地
4. 自然を活かした公園緑地の整備と管理を行います／公園、緑化
5. 自然に親しみ快適に住むことができる住宅、宅地を確保します／住宅、宅地
6. いつまでも住み続けたい魅力ある住環境をつくります／景観、住環境
7. 自然を守り、住み良い生活環境を確保します／公害
8. 自然の中にこころのよりどころを求めます／墓地、葬斎場

1. ひとやものの移動の軸となる車の利用が便利な幹線道路の整備を図ります／国道、県道
2. 市内の各地をきめ細かく結ぶ生活道路の整備を図ります／市道
3. 市民生活の利便性を図るため公共交通の充実に努めます／公共交通

1. 安全で安心して飲める水を確保し安定的に供給します／上水道
2. より清潔で快適な生活が送れるよう、衛生的な下水道の整備に努めます／下水道
3. 清らかな水と豊かな流れをもつ河川の整備と保全を図ります／河川
4. 水害を防止する都市下水路・排水路の整備を図ります／排水路
5. かけがえのない環境を守り、次の世代に引き継ぎます／環境
6. ごみの減量を図り、限りある資源を大切にするリサイクル社会をつくります／ごみ対策、リサイクル

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

土地利用

1. 自然と共存する土地利用の形成に努めます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

地域の特性に応じたまちづくりのルールが確立され、適正かつ合理的な土地利用の形成が図られ、自然と調和した環境の中で市民が快適に暮らしています。

●現況と課題

土地は個人や企業の貴重な財産であるとともに、市民が生産や消費、流通、学習、交流などを行う基盤です。

市域の総面積は 80.88km²であり、非線引き都市計画区域[※]で、用途地域の指定に基づき、市街地や住宅地、工業団地等の整備を進めてきました。全般的には、農業的土地利用を中心としており、農地においては土地改良事業の推進により、優良農地の保全に努めています。

一方、用途地域内及び市街地周辺部については、土地区画整理事業による計画的な住宅地の形成を進めており、更に中心市街地の活性化が求められています。

また、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道の整備などに伴う道路交通体系やつくばエクスプレス沿線開発に伴う広域的環境の変化により、市においても土地開発が増加すると予想され、今後は効率的な土地利用計画を推進するとともに、豊かな自然と調和し、生活環境の向上など地域活力を高める適切な土地利用の実現が重要な課題となっています。

地籍調査（国土調査）については、予定地区の調査が終了し、地籍調査成果の数値情報化を進めるとともに、成果の適正な管理並びに利活用を図ることが必要です。

【関連データ】

◆地目別土地利用の推移

単位：千m²

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
田	23,797	23,605	23,594	23,572	23,549
畑	21,558	21,515	21,466	21,385	21,333
宅 地	13,147	13,291	13,374	13,592	13,732
池 沼	70	70	70	70	70
山 林	3,982	3,946	3,929	3,881	3,851
原 野	245	244	243	243	242
雑種地	2,780	2,752	2,755	2,710	2,662
その他	15,301	15,457	15,449	15,427	15,441
合 計	80,880	80,880	80,880	80,880	80,880

資料：「固定資産税概要調査」

※ 非線引き都市計画区域：市街化区域と市街化調整区域に線引きされていない都市計画区域。平成12年5月の都市計画法の改正で、これまで未線引き都市計画区域とされていた区域について、都道府県が都市計画区域のマスタープランの中で線引きの判断をすることとなった。

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

自然と共存する土地利用の形成に努めます

計画的な土地利用の推進(国土利用計画)

地域の特性を活かし、都市基盤の整備と農用地の保全、そして自然環境とのバランスを考慮しながら計画的な土地の利用を図っていきます。また、周辺都市との連携を視野に入れた広域的な観点で有効的な土地利用を行い、都市としての機能の強化を目指します。

数値情報や地図情報を活用した土地の適正管理

数値情報化による地籍調査成果の管理並びに利活用を図り、土地の適正管理に努めるとともに、GIS(地図情報)の構築を推進します。

●市民が取り組むこと

市が定めた土地利用計画をもとに、地域の特性を活かしたまちづくりを進めます。

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

都市計画

2. 地域個性を活かした魅力ある都市計画を進めます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

地域の自然や風土特性を活かし、計画的なまちづくりが進み、より便利で快適な生活が実現しています。

●現況と課題

市の都市計画区域の面積は 80.88km²で、市内全域が非線引き都市計画区域であり、下妻地区が昭和 29 年、千代川地区が昭和 49 年にそれぞれ計画決定されています。なお、平成 19 年には合併に伴う都市計画区域の統合を行っています。今後は、市街地が郊外へと拡散するおそれがある場合、特定用途制限地域等の都市計画制度を活用するなど、一定の土地利用コントロールを図ることについて検討する必要があります。

市の都市計画事業は、都市計画道路が 23 路線あり、昭和 36 年から平成 8 年にかけて都市計画決定され、公園については、6 公園が計画決定されています。都市計画道路については、23 路線中 6 路線の整備が済んでおり、残り 17 路線について今後の財政状況の好転を待って、整備していく予定です。都市計画公園については、6 公園中 4 公園が整備・着手されており、都市計画道路と同様に今後整備していく予定です。

市の用途指定地域は、下妻地区が昭和 48 年で面積が 385ha、千代川地区が昭和 58 年で面積が 104ha の計 489ha であり、用途指定の約 79%は住居系用途地域となっており、商業系の用途は約 8%、工業系の用途は約 13%となっています。平成 7 年には都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、用途地域の全面的な見直しを行い、また都市計画区域の統合に併せて平成 19 年度に用途地域についても統合を行いました。

今後も計画的な土地利用を推進するため、基礎調査の結果を踏まえながら検討していく必要があります。

【関連データ】

◆用途地域一覧表

平成 19 年 5 月 31 日現在

	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	8,088	
用途地域	489	100.0
第1種低層住居専用地域	139	28.4
第2種低層住居専用地域	76	15.5
第1種中高層住居専用地域	26	5.3
第2種中高層住居専用地域	41	8.4
第1種住居地域	125	25.6
第2種住居地域	22	4.5
準住居地域	28	5.7
近隣商業地域	25	5.1
商業地域	13	2.7
準工業地域	3.8	0.8
工業地域	38	7.8
工業専用地域	21	4.3
用途地域外	7,599	

資料：都市整備課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

地域個性を活かした魅力ある都市計画を進めます

都市計画

地域の自然や風土特性を活かし、きめ細かなまちづくりの実現に向け、都市計画マスタープランを策定し、まちづくりを推進します。

都市計画事業

都市機能の充実や生活環境の向上を目指し、下水道や都市計画道路等の整備などを推進します。

用途指定

計画的な土地利用を推進します。

●市民が取り組むこと

マスタープランなどの計画を尊重し、まちづくりに協力します。整備された都市基盤を有効かつ大切に使います。

また、事業者や団体は、マスタープランなどの計画に基づき、用途地域など、まちづくりの制度を遵守した開発や建設を行い、まちづくりの一翼を担います。

成果指標

地域特性が活かされていると感じる市民の割合

成果指標とした理由 地域個性を活かした都市計画が進められていることを示すため

現状値<平成19年度> 22.7%	中間目標<平成24年度> 28%	目標<平成29年度> 33%	データ出所 市民意識調査
----------------------	---------------------	-------------------	-----------------

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

市街地

3. コンパクトな市街地整備を推進します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

都市基盤の整備が進み、快適で安全な市街地が形成されています。豊かな自然と調和したコンパクトなまちには、多くの市民や来訪者が行き交い、活気とにぎわいにあふれています。

●現況と課題

市の市街地は、用途地域が指定してある 489ha を中心として、下妻地区に 1 カ所、千代川地区 1 カ所の計 2 カ所に形成されています。市街地の位置は、下妻駅周辺地域と宗道交差点周辺で、用途地域の約 79%は住居系用途地域となっており、商業系の用途について下妻地区では中心部の県道下妻停車場線と国道 125 号沿線、千代川地区では中心部の県道谷和原筑西線及び県道つくば古河線沿線等に位置しています。

用途地域内の中心市街地は、商店の廃業による空き店舗が増加するなど、商業環境が悪化しており、活性化に向けて努力する必要があります。

また、幹線道路として位置づけられている都市計画道路については、景観に配慮し整備に努める必要があります。

市において完了した土地区画整理事業は、昭和 49 年度完了の下妻駅東土地区画整理事業（市施行 21.0ha）と、平成 2 年度に完了した本宿土地区画整理事業（組合施行 4.5ha）の 2 事業があります。

現在施行中の事業としては、5 地区約 63ha の整備を計画している下妻東部土地区画整理事業の第一期事業地区で施行している下妻東部第一土地区画整理事業（市施行 17.9ha）があります。

なお、東部地区の残る 4 地区については、財政の好転など社会環境の変化が見られれば事業化に向けて取り組むこととなっています。

【関連データ】

◆土地区画整理事業

平成 19 年 4 月 1 日現在

区 分	面積(ha)	用途地域<489ha> に占める割合(%)
土地区画整理事業<完了・施行中の事業>	43.4	8.87
完了した土地区画整理事業	25.5	5.21
下妻駅東土地区画整理事業(市施行)	21.0	4.29
本宿土地区画整理事業(組合施行)	4.5	0.92
施行中の土地区画整理事業	17.9	3.66
下妻東部第一土地区画整理事業(市施行)	17.9	3.66

資料：都市整備課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

コンパクトな市街地整備を推進します

市街地整備

市街地の生活環境の向上を目指し、公共下水道や都市計画道路等都市基盤の整備を推進します。

特に中心市街地においては、「下妻市中心市街地活性化基本計画※」に掲げられた各種事業について、関係機関と連携しながら、日常生活に必要な都市機能が集約した歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの構築を目指します。

土地区画整理事業

良好な市街地の形成や中心市街地の活性化を目指し、土地区画整理事業の導入を検討します。

●市民が取り組むこと

便利で快適な地域づくりを目指して、参加型のまちづくりを進め、公聴会にも参加します。

成果指標

中心市街地における歩行者・自転車の通行量

成果指標とした理由 歩行者・自転車の通行量が、中心市街地の活性化を示すため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
平日 12 時間(中心市街地 8 力所) 4,600 人・台	平日 12 時間(中心市街地 8 力所) 4,700 人・台	平日 12 時間(中心市街地 8 力所) 4,800 人・台	中心市街地交通量調査
休日 12 時間(中心市街地 8 力所) 2,200 人・台	休日 12 時間(中心市街地 8 力所) 2,400 人・台	休日 12 時間(中心市街地 8 力所) 2,600 人・台	

※ 下妻市中心市街地活性化基本計画：中心市街地活性化法に基づき、平成 16 年度に下妻市が策定したまちづくりの計画書。

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

公園、緑化

4. 自然を活かした公園緑地の整備と管理を行います



施策の目標 (市民とともに目指す平成 29 年の姿)

魅力的な水辺空間や緑豊かな公園が、市民のやすらぎの場となっています。身近に緑があふれ、うるおいのあるまちになっています。

●現況と課題

都市公園は、砂沼広域公園、小貝川ふれあい公園のほか 9 カ所が開設されています。

広域公園として茨城県が整備した砂沼広域公園は、砂沼の豊かな水辺環境を活かし、県西地域の「親水性スポーツレクリエーションの拠点作り」をテーマに昭和 53 年から整備が進み、当初整備計画の区域について概成をみるに至っています。しかし、余暇時間の増大、少子高齢化などの社会状況変化と多様なニーズに対応した公園施設の再整備を目的に、平成 14 年に「砂沼広域公園再整備検討委員会」報告書が作成され、一部再整備が行われましたが、今後も遊歩道の再整備等が必要です。

これらの公園施設では、開設後の年数が経過したため、樹木の成長による繁茂が見られ、公園全体の景観、安全上の問題があります。遊具には、腐食、破損等が生じており、安全確保の観点から、施設の修繕が必要です。

また、児童の健康増進と豊かな情操を培うため、児童遊園を 6 カ所設置しています。

緑地は、東部中央公園ほか 2 緑地を有し、花のまち推進事業、公園サポーター制度等により花壇を管理しています。現在、東部中央公園は整備中であり、今後も整備に努めます。花壇の管理については、ボランティアにより行っていますが、高齢化がみられるため、緩やかな世代交代や地元自治会、団体等の育成・協力により管理していく必要があります。

【関連データ】

◆都市公園の現況

単位：m²

区分	名称	所在地	面積	
都市公園	広域公園	砂沼広域公園	長塚乙 4 番地 1	255,600
	総合公園	小貝川ふれあい公園	堀籠 1650 番地 1	282,260
	地区公園	鬼怒川水辺の楽校	鬼怒川大形橋上流河川敷	53,772
	近隣公園	やすらぎの里公園	大園木 251 番地 1	29,224
	街区公園	多賀谷城跡公園	本城町 2 丁目 50 番地	12,316
	〃	上町公園	下妻丁 232 番地	4,115
	〃	三道地公園	下妻丁 124 番地 4	918
	〃	陣屋公園	下妻甲 1 番地 4	672
	〃	本宿公園	本宿町 1 丁目 22 番地	1,363
	〃	つくば下妻工業団地公園	大木 1005 番地	10,618
〃	つくば下妻第二工業団地公園	半谷 1100 番地 18	6,515	

資料：都市整備課

◆児童遊園の設置状況

単位：カ所

区分	下妻	大宝	騰波ノ江	上妻	総上	豊加美	高道祖	蚕飼	宗道	大形	計
公立	0	1	1	0	1	1	1	0	1	0	6

資料：福祉事務所

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

自然を活かした公園緑地の整備と管理を行います

都市公園

現在、整備中の「やすらぎの里公園」の整備促進に取り組みます。都市計画決定済公園の整備手法を検討します。

広域公園

砂沼広域公園の再整備計画の実現に向け、引き続き茨城県に要望します。

児童遊園

子ども達を中心に市民に親しまれ、また、癒しの場所となる児童遊園を、市内各地区に1カ所ずつ整備し、維持管理に努めます。

緑地、花壇

東部中央公園の整備を継続します。花壇については、引き続きボランティアグループに管理を依頼し、地元自治区・団体等のボランティアグループの育成に努めます。

公園の維持管理

公園の適切な維持管理に努めるとともに、市民と協働して管理する公園を目指し、支援体制の充実に努めます。

●市民が取り組むこと

自宅や事業所の周りに緑を増やし、地域の緑化推進活動や公園の管理運営活動に協力・参加します。

成果指標

身近に利用できる公園があると感じる市民の割合

成果指標とした理由 市民にとって魅力ある(満足できる)身近な公園があることを示すため

現状値<平成19年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所 都市整備課
45.0%	47.0%	50.0%	

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

住宅、宅地

5. 自然に親しみ快適に住むことができる住宅、宅地を確保します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

豊かな自然の中に、良質な住宅や快適な住環境が形成され、魅力的なまちがとられていています。その魅力を求めて、周辺から移り住んでくる人も増えています。

●現況と課題

市営住宅は、現在 10 団地 158 戸ありますが、老朽化が進んでいる建物もあり、今後は財政状況を勘案しながら、建替計画の立案を図る必要があります。また、陣屋住宅については、昭和 55 年度に PC 造※3 階建（12 戸）で建設されましたが、旧耐震基準のため今後耐震補強の検討が必要です。

蚕飼地区の活性化を目的とした中堅所得者層向けの居住水準の高い賃貸住宅として、特定優良賃貸住宅が 12 戸あります。住宅の管理は、認定業者から委託を受けた管理業務者が行い、家賃については国・県・市で一部補助しています。この特定優良賃貸住宅は、公営住宅制度を補完するものであり、地域の多様な住宅需要に対応し、良質な賃貸住宅の形成を図ることができます。

開発行為は、年間の平均で 10 件、約 5ha が行われています。市街地の外側（用途地域の指定のない地区）で行われる開発が多く、市街地が拡散する傾向にあります。今後も宅地開発の適正化を確保するため、行政指導が必要です。

【関連データ】

◆公営住宅等（市営・県営・雇用促進を含む）の整備状況一覧表

平成 19 年 4 月 1 日現在

種別	名称	所在地	入居戸数
市営住宅	長塚住宅	長塚 141 の 1	2 戸
	西町住宅	下妻乙 183-2	14 戸
	石堂住宅	小島 1152,1153-1, 1158-1, 1161-1, 1161-5	70 戸
	小島西側住宅	小島 33	12 戸
	新堀住宅	小島 981-1	3 戸
	大宝住宅	大宝 584-1	4 戸
	本宿住宅	下妻乙 935	3 戸
	新石堂住宅	小島 1102	24 戸
	今峰住宅	下妻丙 95-1	14 戸
	陣屋住宅	下妻甲 30	12 戸
県営住宅	下妻アパート	下妻丙 160	72 戸
雇用促進住宅	高道祖	高道祖 4394-3	80 戸
	上妻住宅	黒駒 1075-2	80 戸

資料：建設課

※ PC（Precast Concrete）造：プレキャストコンクリート造の略。工場であらかじめ鉄筋コンクリートパネルを製造し、これを現場で組み立てる工法により建築されたもの。

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

自然に親しみ快適に住むことができる住宅、宅地を確保します

市営住宅

公営住宅法に基づき国の補助を受け、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として低所得者のために建設された住宅です。今後、入居状況や財政状況等を勘案しながら建替計画を立案します。また、入居者が快適な住宅環境を保てるよう維持管理を行います。

修繕の必要な住宅については、計画的に修繕を行い、良好で安全・安心な環境を確保するため、質的向上を図ります。

特定優良賃貸住宅

特定優良賃貸住宅は、中堅所得者向けの優良な賃貸住宅の供給を促進することを目的としています。

管理については、認定事業者から委託を受けた管理業務者が供給計画に基づき行います。市では、入居者に対して一定期間家賃補助を行います。

その他の公営賃貸住宅

現在ある県営住宅の管理については、県が行っていますが、市では申込書の配布等により入居の推進をしています。また、雇用促進住宅については、ハローワークで入居の案内をしています。

宅地開発

市内全域が非線引き都市計画区域のため、都市計画法に基づく開発許可申請は 0.3ha 以上の開発行為ですが、良好な宅地を確保するため、下妻市宅地開発事業に関する指導要綱を定め、0.1ha 以上の宅地開発事業について規制・指導をします。

関係法令の整合性を図り、無秩序な宅地開発を抑制し、地域住民に良好な居住環境を提供できる住宅施策を推進します。

●市民が取り組むこと

自らの住宅をしっかりと維持し管理するとともに、住宅の建築等に関するルールを理解し、いつまでも住み続けたい地域づくりに協力します。

また、事業者や団体は、周辺環境や景観に調和した優れた住宅を供給するなど、良好な居住環境形成に努力します。

成果指標

住宅着工件数

成果指標とした理由 市民にとって快適に暮らしができる住宅が増えていることを示すため

現状値<平成 19 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
324 件	340 件	357 件	建設課

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

景観、住環境

6. いつまでも住み続けたい魅力ある住環境をつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

地域ごとに、市民が愛着をもてる個性あるまちなみが広がっています。自然と調和したまちなみ景観を楽しみながら散策する人が増えています。

●現況と課題

市内には、茨城百景に指定されている砂沼、大宝八幡宮の他、雄大な筑波山の山容や水と緑の都市としての骨格を形成している鬼怒川や小貝川があります。良好な自然景観の保全とその景観を活かした交流拠点づくりなどの活用方法を検討する必要があります。

また、街路景観については、計画決定している都市計画道路 23 路線中、整備が済んでいる幹線街路については、街路樹やインターロッキングなどを設置し、街路景観の向上に努めています。また、公園等の都市施設についても、良好な施設景観の保全を図りながら、維持管理に努めています。道路の管理延長の増加や施設の老朽化に伴い、維持管理費が年々増加することが予想されます。今後は、景観向上の手法についても検討していく必要があります。

市内には、広大な田園景観や心をなごます河川空間、憩いの場砂沼、雄大な筑波山の山容など優れた自然景観が至るところにあり、その美しい都市景観づくりを目指して、違反広告物追放推進団体[※]及び関係機関の協力を得ながら、違反広告物の撤去等に努めています。中心市街地や人の集まる施設周辺には、違反広告物が設置されることが多く、撤去してもまた設置され、景観の保全に支障をきたしています。

茨城県屋外広告物条例施行に関する下妻市規則により、屋外広告物の設置についての許可や事業主・設置業者への指導など屋外広告物に関して必要な規制を行い、良好な景観の形成や風致の維持・公衆に対する危害の防止に努めています。

【関連データ】

◆違反広告物除却枚数 単位：枚

区 分	除 却 枚 数
平成 16 年度	815
平成 17 年度	2,228
平成 18 年度	1,198

資料：都市整備課

※違反広告物追放推進団体：茨城県まちの違反広告物追放推進制度実施要綱により、市長が違反広告物追放推進団体として適当と認めた団体（地域の住民団体・ボランティア団体等）で、関係機関と協定を締結し、違反広告物を自主的に除却する団体。

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

いつまでも住み続けたい魅力ある住環境をつくりたい

景勝地

鬼怒川や小貝川に沿う緑地や砂沼など自然景観の保全に努めます。
市のもつ自然景観を活かし、イメージアップを図り、地域の活性化と魅力の向上に努めます。

施設・街路景観

都市景観の向上を図り、美しい都市景観づくりを目指します。

景観形成

良好な都市景観の形成を図ります。また、自然景観に配慮したまちづくりを推進します。

屋外広告

違反広告物の撤去等を進め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止に努めます。

違反広告物追放推進団体の育成に努めるとともに、関係機関と連携した違反広告物撤去体制の強化に努めます。

●市民が取り組むこと

住むまちに愛着と誇りをもち、魅力あるまちなみを創出するために地域のルールづくりを行い、実践します。

また、事業者や団体は、地域のルールを守り、地域のまちなみの創出や地域の活性化のために、開発や事業活動を行います。

成果指標

市内における違反広告物追放推進団体数

成果指標とした理由 違反広告物除却体制が強化され、良好な景観の保全につながるため

現状値<平成19年度> 3団体	中間目標<平成24年度> 4団体	目標<平成29年度> 5団体	データ出所 都市整備課
--------------------	---------------------	-------------------	----------------

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

公害

7. 自然を守り、住み良い生活環境を確保します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

「自然はいきもの」との意識が普及した結果、野焼きやごみの不法投棄もなくなり、豊かな自然は守られ美しく保たれています。

●現況と課題

環境保全意識の高まりに伴い、企業による公害防止対策は進みつつありますが、一過性の廃棄物焼却や悪臭の発生など、新旧住民の混在地域における問題が顕著になっています。住みよい生活環境を確保するためには、事業所等の監視、指導強化をするとともに、公害防止意識の普及啓発が必要です。同時に、地域においても市民が自ら環境を守るために、「野外焼却をしない、させない。住みよい環境は自分たちの力で」等のルールづくりの必要性があります。

公害の監視体制については、工場や事業所のばい煙発生施設や排水処理施設の立入検査を行うとともに、河川、用水路、排水路等の水質検査を実施しています。

さらに、公害防止パトロールとともにボランティア監視員による廃棄物の不法投棄（野焼きも含む）の発見・通報をお願いしています。

公害防止対策として、環境基本法、茨城県生活環境の保全等に関する条例、下妻市公害防止条例に基づき事業所の指導を実施するとともに、「下妻市の公害行政」の発行、広報等または独自のチラシを作成・配布しています。

【関連データ】

◆公害苦情発生状況

単位：件

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
大気汚染(野焼等)	29	24	38	58	54
水質汚濁	4	2	5	7	6
悪 臭	16	8	22	12	20
騒 音	8	5	3	4	17
振 動	1	1	0	0	0
そ の 他	10	27	29	40	32
計	68	67	97	121	129

資料：生活環境課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

自然を守り、
住み良い生活環境を確保します

公害発生対策の実施

公害関係の特定施設を設置している工場、事業所に立入調査(検査)を行い、法・条例に基づく規制基準の遵守状況を確認し、必要に応じて関係機関と連携して改善措置を講じるよう指導を行います。

特定施設未届事業所訪問を実施し、法・条例に基づく特定施設の届出を指導します。

公害監視体制の確立

ボランティア監視員の協力を得て、監視体制の強化を図り、下妻警察署、県環境保全課等関係機関と連携し取り締まりを行います。

タクシー業界や運輸関係事業所等と連携し、廃棄物の不法投棄の情報収集に努めます。

公害防止思想の普及啓発

水生生物観察会等を開催し、河川等の自然環境を守る市民意識を高めるとともに、河川等の水質検査を公表し、水質汚濁防止の啓発を図ります。

市民や事業所に対し、広報やチラシなどの各種の方法により公害防止意識の普及啓発を図ります。

●市民が取り組むこと

住み良い生活環境を守るため、野焼きなどで公害を出さないようにし、公害防止のパトロールなどの活動にも協力して、地域の環境は自分たちの手で守ります。

事業者は、公害の防止規制を守り、廃棄物の不法処理などを行わないようにして、環境を大切にします。

成果指標

公害(苦情)発生件数

成果指標とした理由 住民自治意識を高め環境を守る運動の展開につながるため

現状値<平成18年度> 129件	中間目標<平成24年度> 116件(-10%)	目標<平成29年度> 103件(-20%)	データ出所 生活環境課
---------------------	----------------------------	--------------------------	----------------

1. 地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます

墓地、葬斎場

8. 自然の中にこころのよりどころを求めます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

美しい自然の中に、こころのよりどころとなる閑静な墓地が設けられ、人々が訪れ、なつかしい故人を偲ぶ思い出の場となっています。

●現況と課題

現在、市内には寺院墓地や共同墓地などがあります。少子化の進行や核家族等の増加とともに、家族形態は多様化し、「家」意識が希薄化するなど、墓地や埋葬の考え方も大きく変化する中で、個人の様々な価値観や利用者ニーズに応じた墓地の提供が求められています。

墓地埋葬法では、墓地管理及び埋葬等の宗教的感情に配慮しながら、公衆衛生・公共の福祉の見地から墓地行政を進めることが、地方自治体の重要な住民サービスである、としています。

平成 16 年度実施の墓地アンケート調査で、回答者の 9 割が新たに墓地を希望し、その 7 割以上が公営墓地を望んでいることから見ても、墓地需要を的確に把握し、公営墓地の整備を検討する必要があります。

また、火葬は、下妻地方広域事務組合の運営するヘキサホール・きぬで行っています。

斎場については、市民の生活様式の多様化により、自宅葬から民間の斎場や公営の斎場を利用する形態に変化しており、利用状況は年々増加しています。

今後も施設利用の動向や需要を的確に把握し、利用者の多様なニーズに応じた利用形態による施設運営に努めていく必要があります。

【関連データ】

◆葬斎場「ヘキサホール・きぬ」利用状況

単位：件

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
火 葬	下妻市	460	400	435	452	449
	下妻市以外	467	477	435	490	483
	組合外	10	22	14	11	12
	合計	937	899	884	953	944
斎 場	下妻市	197	197	232	245	259
	下妻市以外	150	169	217	198	223
	組合外	2	1	1	3	1
	合計	349	367	450	446	483

資料：ヘキサホール・きぬ

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

自然の中に人間の暮らしを求めます

墓地

少子化の進行や核家族等の増加とともに、家族形態は多様化し、「家」意識が希薄化するなど、墓地や埋葬に対する考え方も大きく変化しており、個人の様々な価値観や利用者ニーズを的確に把握し、利用者の実情に即した墓地提供を図るため、墓地の需要予測を基に、公営墓地整備を検討します。

葬斎場の適切な運営

下妻地方広域事務組合と連携し、施設の適切な運営を図ります。

●市民が取り組むこと

こころのよりどころとなる閑静な施設を大切にし、なつかしい故人を偲びます。

成果指標

葬斎場「へキサホール・きぬ」利用件数

成果指標とした理由 公営斎場が市民に利用されていることを示すため

現状値<平成18年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
259件	270件	280件	生活環境課

2. 便利で快適に移動できる
ような交通環境の形成を
図ります

国道、県道

1. ひとやものの移動の軸となる車の利用 が便利な幹線道路の整備を図ります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

日常生活や産業活動に必要な幹線道路網がきちんと整備され、市民が、車を利用して目的地まで、短い時間で快適に移動ができるようになっていきます。

●現況と課題

市の幹線道路は、広域幹線道路である東西軸としての国道 125 号、南北軸としての国道 294 号の 2 路線をはじめ、主要地方道や一般県道などにより道路体系の骨格を形成しています。

国道 125 号については、堀籠区間の 4 車線化が平成 17 年に完成し、高道祖から堀籠の区間が供用となりました。残る市内西部の長塚地内から八千代町へ連絡する「下妻・八千代バイパス」の早急な整備が待たれるところであり、早期に事業着手できるよう八千代町と連携を図り、県になお一層強い要望をしていく必要があります。

国道 294 号については、「地域高規格道路」の指定路線となっており、現在は 4 車線化の整備が進められています。横根地区の整備促進とともに、「やすらぎの里公園」の整備事業に合わせた大園木地区の進捗が望まれており、日増しに増大する交通需要に対応できるよう、より一層の整備促進を県に要望していく必要があります。

県道については、主要地方道が 2 路線、一般県道が 11 路線あり、市内中心部より放射状に走る体系となっています。特に、市内北部を東西に横断し、工業団地へのアクセス道路となる都市計画道路南原平川戸線（山王下妻線）においては、平成 18 年に「合併市町村幹線道路緊急整備支援事業」の対象道路として指定を受け、平成 27 年までに整備を図ることとなっています。また、沼田下妻線については、「しもつま桜塚工業団地」のアクセス道路であり、通学路指定路線となっていることから早急な改良が望まれています。

今後も、未整備区間の整備促進や通学路の歩道設置、右折帯のない交差点の改良等、継続的に県に要望をしていく必要があります。

【関連データ】

◆道路の状況

平成 17 年 4 月 1 日現在

区分	路線数(線)	実延長(m)	改良済延長(m)	改良率(%)	舗装済延長(m)	舗装率(%)
国 道	2	19,621	19,621	100.0	19,621	100.0
県 道	13	51,349	47,472	92.4	51,349	100.0

資料：常総土木事務所

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

ひとやものの移動の軸となる車の利用が便利な幹線道路の整備を図ります

国道の整備促進

地域高規格道路の指定路線である国道 294 号の全線 4 車線化及び国道 125 号下妻・八千代バイパスの整備を国・県に強く要望し、早期完成を目指します。

県道の整備促進

沼田下妻線の早期着工と、山王下妻線の事業推進区間の整備促進を県に強く要望し、早期完成を目指します。

「やすらぎの里公園」入口となる主要地方道つくば古河線の交差点改良について、県に強く要望していきます。

●市民が取り組むこと

整備された幹線道路を有効に、大切に使います。道路の整備や維持管理に協力します。

成果指標

国道294号4車線化の進捗率

成果指標とした理由 交通量増加による通過速度低下の改善、事故防止につながるため

現状値<平成 19 年度> 18.9%	中間目標<平成 24 年度> 25%	目標<平成 29 年度> 38%	データ出所 建設課
------------------------	-----------------------	---------------------	--------------

一般県道沼田下妻線の改良率

成果指標とした理由 未改良路線の改良により、交通安全、利便性の向上につながるため

現状値<平成 19 年度> 0%	中間目標<平成 24 年度> 25%	目標<平成 29 年度> 50%	データ出所 建設課
---------------------	-----------------------	---------------------	--------------

2. 便利で快適に移動できる
ような交通環境の形成を
図ります

市道

2. 市内の各地をきめ細かく結ぶ 生活道路の整備を図ります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

生活に密着した道路網がきめ細かく市内の各地を結び、車のみならず、歩行者や自転車も、安全で快適に利用できるようになっています。

●現況と課題

1 級・2 級市道及び都市計画道路の幹線道路については、国県道の幹線道路を補完する補助幹線道路としての役割を担う重要な路線であり、市道 106 号線や市道 207 号線などをはじめ、安全で快適な道路網づくりに向け、順次計画的に整備を進めているところです。また、平成 18 年度には都市計画道路大貝下川原線が完成し、国道及び主要地方道との連絡が強化されました。今後は、整備が立ち遅れている横軸方向への幹線道路として、都市計画道路南原平川戸線の早期完成に向け推進する必要があります。

また、合併後の土地利用計画や地域構想に基づいた道路体系の見直しを図り、効率的な整備を進めることが課題となっています。

身近な生活道路としての役割を担うその他の市道については、幅員 4m 未満の路線や未舗装の道路が多く、整備が立ち遅れている状況となっていることから、側溝整備事業や維持管理等も含め、計画的に実施していく必要があります。特に、集落内の道路は、防災上の観点からもセットバックの厳守を含め、これからの財政状況を考慮した整備手法の転換が必要となっています。

橋梁については、幅員が狭く老朽化した橋梁も多いことから、利便性の向上や耐震性などの安全確保を図るため、順次整備を進めていく必要があります。しかし、橋梁の整備・補修には多額の費用を要することから、橋梁台帳の再確認を行い、定期的・計画的な維持管理による経費節減や国庫補助を活用した補修事業など、長期的視点での整備が必要となります。

市の都市計画道路は、国道、県道、市道合わせて 23 路線、総延長 48,347m が計画決定され、整備済延長 14,931m、整備率は約 31%です。市道の都市計画決定済路線の整備率が低く、特に市街地の整備が課題となっています。

【関連データ】

◆道路の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在

区 分	路線数(線)	実延長(m)	改良済延長(m)	改良率(%)	舗装済延長(m)	舗装率(%)
市 道	3,473	1,049,225	341,854	32.6	689,848	65.7
一 級	25	57,514	52,022	90.5	56,595	98.4
二 級	28	51,135	31,462	61.5	49,771	97.3
そ の 他	3,420	940,606	258,370	27.5	583,483	62.0

資料：建設課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

市内の各地をきめ細かく結ぶ生活道路の整備を図ります

幹線市道の整備

幹線道路としての機能を確保するため、安全で快適な道路網づくりを進めるとともに、国・県道などの幹線道路との連絡道路を整備します。

都市計画道路の整備

通過交通が中心部に流入し、円滑な都市活動を妨げている現状を解消するために、体系的な道路網の構築を図りながら、中心市街地の都市計画道路の整備に努めます。

生活道路の整備

人優先の立場から安全で円滑な道づくりを目指し、側溝の整備や舗装改良を推進します。また、集落間の連絡機能の改善と防災上の障害を解消するため、道路の拡幅改良を図ります。

橋梁の整備

狭隘な橋梁については、取り付け道路の整備に合わせて拡幅改良を図ります。また、安全な通行ができるよう維持管理に努めます。

●市民が取り組むこと

整備された道路を効果的に利用し、大切にします。生活道路の整備や維持管理に協力します。

成果指標

都市計画道路の整備延長

成果指標とした理由 交通量増加による通過速度低下の改善、事故防止につながるため

現状値<平成19年度> 14,931m	中間目標<平成24年度> 16,000m	目標<平成29年度> 17,000m	データ出所 建設課
------------------------	-------------------------	-----------------------	--------------

市道舗装率

成果指標とした理由 未改良路線の改良率を向上し、交通安全、利便性の向上につながるため

現状値<平成19年度> 65%	中間目標<平成24年度> 68%	目標<平成29年度> 70%	データ出所 建設課
--------------------	---------------------	-------------------	--------------

2. 便利で快適に移動できる
ような交通環境の形成を
図ります

公共交通

3. 市民生活の利便性を図るため
公共交通の充実に努めます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

公共交通の利便性が高まり、高齢者や子どもたちを中心に、利用者が増えています。車を運転できない人たちの大切な足として活躍しています。

●現況と課題

市における鉄道は、市を南北に縦断する関東鉄道常総線があり、市内には、騰波ノ江駅・大宝駅・下妻駅・宗道駅の4つの駅があり、市内の事業所への通勤、市内の高校への通学の手段として、また、市内からは他の高校への通学、さらには、つくばエクスプレスの開業により、身近になった都心への通勤の手段として、多くの市民に利用されています。

つくばエクスプレスの開業に伴い、関東鉄道常総線では、近代化策として快速列車の運行やスピードアップ、増便など整備を行い、利便性の拡大が図られてきましたが、水海道駅以北が単線であることや全線未電化であることなどから、利用者の伸び悩みが大きな課題となっています。

また、市内の路線バスについては、現在土浦方面行とつくばセンター方面行の2系統と少なくなり、高齢者などバス利用者の不便をきたしています。

路線バスの減少は、自家用車の普及やスクールバスの運行などによる利用者減が路線廃止の大きな要因となっています。

現在運行している2路線については、つくば・土浦方面の公共交通機関としての地位を確保し、路線の維持に努める必要があります。

平成12年度から運行していた福祉巡回バスについては、利用者の減少により平成18年度で廃止となり、車を持たない高齢者の外出支援等の観点から、新たに福祉タクシーの利用助成制度を導入しました。

【関連データ】

◆関東鉄道常総線市内各駅乗降客数

単位：人

区 分	宗道駅	下妻駅	大宝駅	騰波ノ江駅	合 計
平成14年度	109,989	387,358	30,086	26,573	554,006
平成15年度	98,907	376,928	27,548	20,747	524,130
平成16年度	105,417	407,645	24,946	18,685	556,693
平成17年度	104,286	463,332	27,337	22,409	617,364
平成18年度	103,000	521,520	26,312	20,412	671,244

資料：関東鉄道株式会社

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

市民生活の利便性を図るため公共交通の充実に努めます

鉄道対策

市民意識調査において、施策の優先度として「公共交通（鉄道・バス）の充実」が非常に高いことから、鉄道・バスなどの公共交通の確保及び充実に積極的に推進していきます。
沿線自治体と連携を図りながら、鉄道利用者の増加対策を検討するとともに、利便性の向上に向けた施策を鉄道事業者に働きかけていきます。

バス対策

路線バスについては、現状路線の維持確保に努めます。

その他の交通

高齢者に対する福祉タクシーの利用助成を引き続き実施します。

●市民が取り組むこと

鉄道やバスで行ける地域は、マイカーを利用せず、積極的に公共交通機関を利用します。

成果指標

下妻駅の乗降客数

成果指標とした理由 下妻駅における鉄道の利便性の向上を示すため

現状値<平成18年度>	中間目標<平成24年度>	目標<平成29年度>	データ出所
521,520人	647,000人	699,000人	企画課

3. 快適な暮らしを支える
生活環境づくりを進めます

上水道

1. 安全で安心して飲める水を確保し
安定的に供給します



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

おいしく、安心して飲める水が確保され、災害などの緊急時にも対処できるようになっていきます。また、水道事業の効率化が進んでいます。

●現況と課題

上水道は、市民生活に直結し、その健康を守るために必要不可欠なものであり、安全で安定した水の供給を図るものです。現在、上水道未整備地区の早期解消を図るため、平成 23 年度を目標に簡易水道統合をはじめとして第 3 次拡張事業を進めています。また、合併と同時に事業も統一され、生活様式の多様化等を反映し、普及率が着実に伸び給水量も年々増加しています。

市水道の水源は、県西広域水道用水供給事業（県水）からの受水と地下水でまかなわれています。現在、取水をしている深井戸 8 本（下妻地区 6 本、千代川地区 2 本）は、建設後年数が経過し、いずれも施設の老朽化が進み、取水量が年々下降気味になっています。また、下妻地区では第 3 次拡張事業による給水エリアの拡張が完了し、下妻地区全域の給水が開始されました。今後は、拡張地域での井戸水から上水道への全面切り替えが進むと考えられ、給水量の増加が予想されます。

災害時及び事故時における安定供給を図るため、給水区域のブロック化を進めてきましたが、今後は、高道祖地区のブロック化を図る必要があります。また、各施設の老朽化が進んでおり、計画的な施設更新作業が必要となっており、合わせて下妻地区と千代川地区の連絡管の検討、並びに他事業体との応援体制も検討していく必要があります。

上水道事業の財源は、企業債借入金による比率が高く、施設を整備するうえで給水区域が点在しているために建設コストも割高になっています。また、依然として井戸水への依存度が高く、給水量が伸びない等、費用対効果が十分に反映されていない状況にあります。今後は、各施設の老朽化に伴う改修や維持管理等を図りながら経営の合理化に努めます。

【関連データ】

◆下妻市上水道事業推移

区 分	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
給水区域内人口(人)	41,130	41,478	41,903	43,153	45,287
年度末給水人口(人)	34,967	35,102	36,243	37,437	39,739
普及率(%)	85.02	84.63	86.49	86.75	87.75
給水戸数(戸)	11,151	11,143	11,467	12,125	14,713
1日最大配水量(m ³ /日)	10,190	9,806	10,444	10,381	10,158
年間配水量(m ³)	3,150,445	3,176,589	3,217,975	3,257,440	3,341,658
1日平均配水量(m ³ /日)	8,631	8,679	8,816	8,924	9,155
年間総有収水量(m ³)	3,121,578	3,110,295	3,155,039	3,104,850	3,294,160
有収率(%)	99.08	97.91	98.04	95.32	98.58

資料：水道事業所

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

安全で安心して飲める水を確保し安定的に供給します

水源、水質

老朽化した井戸の更新を進め取水量の確保を図るとともに、茨城県の事業である県南西地域広域的水道整備の早期着工を要望します。

安全でおいしい水の供給を図るため、常に水質に気を配り定期的な水質検査の実施はもちろん、各施設の運転・管理状況のチェックを強化します。

水道供給施設

水資源の有効利用を図るため、各施設の保守点検を強化整備するとともに、計画的に老朽施設の更新を実施します。

災害及び事故時のリスク低減のため、給水区域のブロック化を図ります。

災害時における水源確保及び安定供給を考慮し、下妻地区と千代川地区の配水管の連絡及び他事業体との応援給水の充実に努め、ライフラインの確保を図ります。

住民サービスの向上

水道料金の支払方法にコンビニ収納等を取り入れることにより、水道料金を支払いやすくして住民サービスの向上を図ります。

水道事業運営

水の管理を適切に行い、安全で良質な水を安定的に供給できる水道の整備を推進するとともに、経営の健全化に努めます。

●市民が取り組むこと

水を大切に使い、節水に努めます。使用した分の水道料を遅滞なく払って水道事業の運営を支えます。

成果指標

上水道普及率

成果指標とした理由 おいしく、安心して飲める水が普及されていることを示すため

現状値<平成 18 度>
87.75%

中間目標<平成 24 年度>
92.00%

目標<平成 29 年度>
95.00%

データ出所
水道事業所

3. 快適な暮らしを支える
生活環境づくりを進めます

下水道

2. より清潔で快適な生活が送れるよう、
衛生的な下水道の整備に努めます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

下水道の整備が進み、市民は清潔で快適な生活を送っています。また、水質浄化の意識が高まり、身近な川や沼での浄化活動が展開されています。

●現況と課題

清潔で快適なまちづくりを進めるうえで大切な下水道の整備は、ほぼ市内全域を下水道計画区域として、小貝川を境に、西側を鬼怒小貝流域下水道、東側を小貝川東部流域下水道と 2 つの流域関連公共下水道で実施しています。鬼怒小貝流域下水道は、平成 4 年度より市街地から整備を進め、平成 11 年度に一部供用を開始しました。また、小貝川東部流域下水道は、平成 11 年度に基本計画を策定し、平成 20 年度の事業着手に向け、関係機関と協議を進めています。市の下水道普及率は、国(69.3%)・県平均(50.5%)に比べてまだ低い状況にあり、下水道水洗化率においても伸び悩みを見せています。

下水道の整備には、多大な事業費が必要となりますが、市では住宅地が全域に分散しているため、管延長が長くなるなどの要因により相対的に事業費が割高となる傾向にあります。このため、下水道使用料の収入が少なく、茨城県が運営する終末処理場への維持管理負担金在使用料による収入より高いものとなっています。今後は、整備した下水道施設の有効利用や下水道使用料の収入を上げるため加入促進が必要ですが、受益者負担金をはじめ、宅内設備工事等の個人負担も多くなるため、なかなか進まないのが現状となっています。

また、下水道認可区域外では、生活雑排水の流入による公共水域等への負荷を軽減することで、水質や水生生物、水辺空間を保全し、快適な生活環境を確保することを目的として、国・県とともに合併浄化槽の設置に対する助成を行っています。しかし、浄化槽の管理が適切に行われない状況が一部に見受けられるため、検査機関とも連携し、適正管理の指導を強化していく必要があります。

なお、し尿や浄化槽汚泥は、下妻地方広域事務組合の許可を受けた収集運搬業者が汲み取りを行い、広域事務組合処理施設「城山公苑」において、処理を行っています。

【関連データ】

◆下水道事業等の推移

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
供用開始面積(ha)	203.9	238.3	287.0	357.5	386.0
供用開始件数(件)	1,841	2,172	2,631	3,051	3,346
水洗化件数(件)	738	927	1,119	1,315	1,491
下水道普及率(%)	12.7	14.8	17.8	21.6	23.0
下水道水洗化率(%)	37.9	42.5	42.1	42.3	44.8
生活排水処理総合普及率(%)	35.5	39.5	44.4	48.3	52.1

注) 普及率=処理区域内人口/総人口(住民基本台帳人口)×100

資料：下水道課

水洗化率=下水道への接続人口/処理区域内人口×100

生活排水処理総合普及率(%)=下水道、合併浄化槽の処理人口/総人口(住民基本台帳人口)×100

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

よりの清潔で快適な生活が送れるよう、
衛生的な下水道の整備に努めます

公共下水道施設

清潔で安全なまちづくりや、河川や農業用水等の公共用水域への家庭雑排水の流入による水質の汚濁防止のために、必要な公共施設である公共下水道は、市において全国及び茨城県平均に比べ著しく低いものであり、今後とも着実に下水道の普及を推進していきます。

下水道事業運営

下水道施設の有効利用、事業目的の達成のためにも、下水道への加入促進を強力に進めていき、下水道使用料収入の確保に努めます。

合併浄化槽の普及促進

公共下水道が接続できない区域については、生活環境の向上・改善、公共水域の水質保全を図るため、合併浄化槽の設置促進とともに、適切な浄化槽の維持管理が図られるよう啓発に努めます。

し尿処理施設の運営・維持管理

下妻地方広域事務組合と連携し、し尿処理施設の適正な運営を図ります。

●市民が取り組むこと

下水道に対する理解を深め、下水道が整備された地区では、迅速に下水道への接続を図り、整備効果の向上に努めます。

なお、下水道が未整備の地区については、合併浄化槽の設置をするなど、水質浄化の意識を高め、身近な川や沼での浄化活動にも取り組みます。

成果指標

下水道普及率

成果指標とした理由 下水道が普及し、衛生的で、公共水域の水質が保全されていることを示すため

現状値<平成 18 年度> 23%	中間目標<平成 24 年度> 30%	目標<平成 29 年度> 44%	データ出所 下水道課
----------------------	-----------------------	---------------------	---------------

水洗化率

成果指標とした理由 水洗化により、衛生的で、公共水域の水質が保全されていることを示すため

現状値<平成 18 年度> 44.8%	中間目標<平成 24 年度> 54%	目標<平成 29 年度> 60%	データ出所 下水道課
------------------------	-----------------------	---------------------	---------------

合併浄化槽普及率

成果指標とした理由 合併浄化槽の普及により、衛生的で、公共水域の水質が保全されていることを示すため

現状値<平成 18 年度> 37.5%	中間目標<平成 24 年度> 41.6%	目標<平成 29 年度> 44.5%	データ出所 生活環境課
------------------------	-------------------------	-----------------------	----------------

3. 快適な暮らしを支える
生活環境づくりを進めます

河川

3. 清らかな水と豊かな流れをもつ
河川の整備と保全を図ります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

美しく自然豊かな川の流れが保たれています。治水対策もしっかり行われ、川は市民の憩いとふれあいの場となっています。

●現況と課題

市には、鬼怒川や小貝川をはじめ 1 級河川が 8 河川あり、そのうち国管理が 2 河川、県管理が 6 河川となっています。また、木田川など市管理の準用河川は 3 河川となっています。一級河川は、継続的に改修事業が進められており、近年は、鬼怒川・小貝川の堤防補強工事や護岸補修工事、流下断面確保のための河道掘削工事、北台川堤防補修工事などが実施されました。

鬼怒川・小貝川をはじめ、今後も親しみやすく自然豊かな地域の誇りとして保全できるよう、国や県に改修を働きかけていくとともに、市管理の準用河川についても整備を推進する必要があります。

さらに、河川環境の保全には鬼怒川・小貝川クリーン大作戦等への市民ボランティア活動が不可欠であり、今後も活動の充実を促進する必要があります。

鬼怒川や小貝川の河川敷やその周辺は、小貝川ふれあい公園、フィットネスパークきぬ、鬼怒川水辺の楽校など市民の憩いの場として利用されています。これら河川敷や周辺施設を利用するためのネットワーク化を図り、水と緑に親しむ環境づくりを推進する必要があります。

鬼怒川や小貝川には無堤防区間や堤防断面不足の区間などが一部存在することから、今後の整備が望まれており、築堤及び補強工事等を強く要望し、治水の向上に努める必要があります。

【関連データ】

◆市内河川の状況

単位：k m

区 分	総流路延長	下妻市区域延長	区 間	管理者
鬼 怒 川	176.7	12.3	平方～皆葉	国土交通省
小 貝 川	111.8	11.2	中郷～鯨	〃
糸 繰 川	13.8	7.7	福田～比毛	茨城県
高 木 川	7.5	5.3	中郷～比毛	〃
北 台 川	6.5	5.2	江～前河原	〃
内 沼 川	1.6	0.5	福田～大宝	〃
山 川	9.3	1.3	村岡～村岡	〃
八間堀川	16.9	4.4	肘谷～鯨	〃
尻 手 川	3.2	3.2	平方～尻手	下妻市
宇坪谷川	0.6	0.6	宇坪谷～宇坪谷	〃
木 田 川	2.1	2.1	大木～福田	〃

資料：建設課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

清らかな水と豊かな流れをもつ河川の整備と保全を図ります

河川の整備・保全

鬼怒川や小貝川の河川改修を国に強く要望するとともに、内沼川、八間掘川の早期改修を県に要望します。

また、尻手川や宇坪谷川の整備を目指します。

河川環境の保全として、関係機関と連携し、市民ボランティア活動を支援するとともに、河川愛護の観点から、ゴミの不法投棄の防止など河川美化運動を市民・関係機関と連携し推進します。

河川の利活用

河川・河川敷・堤防等を水と緑のネットワークの機軸として活用し、自然と親しむ環境づくりを推進します。

治水対策

鬼怒川や小貝川の河川改修を国に強く要望するとともに、内沼川や八間掘川の早期改修を県に要望します。

●市民が取り組むこと

身近な憩いとふれあいの場として川を利用します。河川の美化運動にも取り組みます。

事業者は、河川を汚濁させないように、基準を守ります。

成果指標

鬼怒川・小貝川クリーン大作戦におけるゴミの収集量

成果指標とした理由 河川美化運動の充実によりゴミが減少し、河川環境が保全されていることを示すため

現状値<平成 18 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
41 m ³	38 m ³	35 m ³	建設課

3. 快適な暮らしを支える
生活環境づくりを進めます

排水路

4. 水害を防止する都市下水路・
排水路の整備を図ります



施策の目標 (市民とともに目指す平成 29 年の姿)

市街地では、都市下水路・排水路が計画的に整備され、水害が防止されています。

●現況と課題

都市下水路は、市街地の雨水排除を目的に整備された施設です。愛宕都市下水路と竜沼都市下水路は既に完成し、さらに下妻市と常総市の流域 2 市で整備を進めてきた江連都市下水路は、下妻地区が平成 9 年度に、千代川地区が平成 15 年度に完成し、下流部については常総市で整備促進に努めており、その事業費の一部を負担しています。

しかし、近年の宅地開発や排水能力を上回る台風や集中豪雨等により一時的な冠水が見られます。また、公共下水道の整備及び加入促進が遅れていることから、生活雑排水が流入しています。今後は、下水道の加入促進を図る必要があります。

また、市街地の排水路は、栗山排水路・小野子排水路等市内に多数存在していますが、流下断面不足の排水路もあり、これからの宅地開発等の進行により、その数が増加していくことが予想されるため、今後は、排水路の整備促進とともに、流下断面不足の解消が望まれます。

【関連データ】

◆都市下水路の整備状況一覧

区 分	集水面積(ha)	延長(m)	事業年度	放流先
愛宕都市下水路	196.5	2,560	S48～62	糸繰川
竜沼都市下水路	43.3	2,200	S42～47	糸繰川
江連都市下水路	157.0	4,240	H7～15	鬼怒川

資料：下水道課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

水害を防止する都市下水道・排水路の整備を図ります

都市下水道の維持・管理

現在の施設を有効利用できるように維持管理を適切に実施し、また必要に応じ部分的な改修を行っていきます。

市街地排水路

排水路の改修計画を検討し推進します。

●市民が取り組むこと

自宅や事業所においては、雨水浸透ますや雨水貯留槽を設置し、雨水を地下に浸透させ雨水排水の集中を緩和したり、雨水を散水用を使用するなど、雨水の再利用を図ります。

浸透性舗装、浸透ますや雨水貯留槽を設置し、なるべく施設内で雨水の処理を図ります。

3. 快適な暮らしを支える
生活環境づくりを進めます

環境

5. かけがえのない環境を守り、
次の世代に引き継ぎます



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民、事業者及び市が、暮らしや事業活動を通じて地球環境にやさしいまちづくりを実践しています。

●現況と課題

大量生産・大量消費・大量廃棄というシステムが限界を迎えつつあり、環境の世紀といわれる 21 世紀の今、循環型社会をシステムとして定着させるべく各分野・各セクションが連携し、相互に調整し、総合的に対処できるマネジメントシステムが必要とされています。

市では、環境への負荷が少ない持続的発展が実現可能な社会を構築するため、市民の身近な生活の場における省資源・省エネルギー・ごみの散乱防止等の環境問題について、広報活動などを通じて啓発を図っています。

地球規模の緊急課題である地球温暖化対策については、現在、市役所内部での実践活動とともに市民に対しては広報等で啓発活動を行っております。今後は、市民や事業者の地球温暖化対策をより一層促すために、啓発活動の拡充、環境イベントや講演会などを開催し、環境意識の向上とともに市民・事業者・環境団体・市が連携し、地域計画の策定等、地域ぐるみの取り組みが求められています。

自然環境保護については、自然と人間の共生を目的とした環境づくりが必要であることから、水質汚濁から河川を守るための水質調査や河川に住む生物を観察するための水生生物観察会の開催、ネイチャーセンターにおいては自然を生かした環境学習が行われています。また、環境美化対策として毎年市内小中学校、各自治区、各種団体等の協力により「市民清掃デー」が実施され、有害物質を含む土砂等の搬入による土壤汚染等から環境を守るための条例の制定と監視の強化に取り組んできました。

今後、貴重な自然を保全し、健全な生態系を維持・回復させるために自然環境保護に対する認識を高め、市、市民、関係機関が連携した取り組みが重要です。

【関連データ】

◆埋立等件数

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
件 数 (件)	9	6	7	6	6	
埋立目的 (件)	農地	7	3	1	0	1
	宅地	2	3	6	6	5
面 積 (㎡)	27,651	19,742	6,771	16,864	9,188	
土 量 (㎥)	25,844	10,649	5,293	14,779	7,406	

資料：生活環境課

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

かけがえのない環境を守り、次の世代に引き継ぎます

環境啓発

環境・共生を実現するため、環境に与える負荷、環境からの享受物及び環境保全に貢献できるものを各々の立場に応じた役割分担に応じて、相互の連携・協力し、自主的に環境保全活動に積極的に参加できる体制づくりを目指します。

地球温暖化防止対策

地球温暖化防止に向けて、市民・事業者・市がお互いに連携しながら、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進し、環境負荷の少ない社会の実現を図ります。

環境美化対策

ゴミゼロ運動と地域の清掃活動を推進し、きれいなまちづくりを目指していきます。

自然保護(鳥獣保護, 動物愛護)

貴重な自然を慈しみ、身近な自然環境を維持・保全し、併せて、野生動植物の保護・管理等の環境保全を図ることで、良好な生態系の形成を図ります。

土砂等埋め立て

土地の利用形態に応じた適切な埋立を指導するとともに、下妻市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例を遵守するため市民への啓発を徹底します。

また、残土と称する産業廃棄物の不法投棄と無許可埋立をさせないパトロール隊を組織化し、監視体制の強化を図るとともに、重金属物質や化学物質等の有害物質の搬入を許さない体制と検査を実施します。

●市民が取り組むこと

日常の暮らしやまちづくりを地域と地球の環境との関わりで考え、身近な自然に親しむとともに、環境に配慮したライフスタイルを実践します。

事業者は、事業活動を地球的規模で考え、環境に配慮した事業活動を行い、温室効果ガスの排出抑制など地域や地球にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。

成果指標

温室効果ガス排出量

成果指標とした理由 市の事務・事業で排出される温室効果ガスをはじめとした環境負荷が低減された状態を示すため

現状値<平成 18 年度>	中間目標<平成 24 年度>	目標<平成 29 年度>	データ出所
2,114t-CO ₂ /年	1,987t-CO ₂ /年	1,881t-CO ₂ /年	地球温暖化対策実行計画

3. 快適な暮らしを支える
生活環境づくりを進めます

ごみ対策、リサイクル

6. ごみの減量を図り、限りある資源を
大切にするリサイクル社会をつくります



施策の目標（市民とともに目指す平成 29 年の姿）

市民・事業者・市がそれぞれの立場で自らの役割を認識・協力しあい、積極的にごみの発生を抑制し、再使用に努め、資源のリサイクルが進んでいます。

●現況と課題

ごみの収集は、可燃ごみや不燃ごみ、資源ごみ（飲料用缶・ビン・古紙）は民間委託にて実施し、粗大ごみは下妻地方広域事務組合より業務委託を受けたシルバー人材センターが収集を実施しています。ペットボトル、有害ごみ（蛍光灯・乾電池）については市直営での収集を実施しています。

家庭等から出る一般ごみ（可燃・不燃・粗大・有害ごみ）については、下妻地方広域事務組合ごみ処理施設「クリーンポート・きぬ」及び「クリーンパーク・きぬ」において処理を行っています。有価物である資源ごみの一部（缶・ペットボトル・古紙の一部）は売却し、それ以外の資源物については業務委託により再資源化を図っています。

ごみの排出・分別方法については、ルールを守らずにごみが出されたり、分別が徹底されない場合があるため、良好な地域環境を保全するために、指定ごみ袋制度による分別の徹底やごみ減量推進員制度による啓発・周知を図る必要があります。

また、資源ごみ回収報奨金制度による資源物の分別回収・資源化や生ごみ処理機器購入補助制度によるごみの減量・堆肥化を進めています。

ごみの減量化や再資源化については、市民の環境意識の向上や資源ごみ回収品目・回収拠点の拡充が必要であり、市民の理解を図られるよう 3R*の推進を図ります。

深刻な問題である不法投棄対策については、警告看板の設置やボランティア監視員による監視、定期的な巡回による防止や抑制に努めていますが、公共用地（道路、河川等）・民有地を問わず、ごみが捨てられる状況にあるため、関係機関と連携を図りながら、さらなる環境意識の向上など啓発活動を強化する必要があります。

【関連データ】

◆ごみ収集量の推移

単位：t

区 分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
可燃ごみ(委託収集分のみ)	8,218	8,506	8,457	8,384	8,389
不燃ごみ(委託収集分のみ)	915	913	875	876	868
粗大ごみ(委託収集分のみ)	39	44	36	34	39
有害ごみ	13	13	14	14	13
ビン(資源ごみ)	281	263	277	244	194
缶(資源ごみ)	131	175	88	80	110
古紙(資源ごみ)	634	547	501	551	584
ペットボトル(資源ごみ)	69	78	89	98	80
牛乳パック(資源ごみ)	5	5	4	4	3

資料：生活環境課

※ 3R：ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワード。3Rとは、Reduce(リデュース：抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の頭文字をとったもの。

目標実現のための主な取り組み

●市が取り組むこと

ごみの減量を図り、
リサイクル社会をつくり
ます。限りある資源を大切にする

ごみの収集体制

可燃ごみ週2回、不燃ごみ・資源ごみ週1回体制で行い、粗大ごみはごみ処理施設への直接搬入または戸別収集(シルバー人材センター)により回収を行います。
資源ごみの収集体制・収集拠点を拡充します。

ごみの不法投棄対策

公共用地(道路、河川等)・民有地にごみを捨てないよう、市民のモラルの向上を図ります。
不法投棄を防止するため、監視パトロール体制を強化するとともに、土地所有者及び管理者に対して適正な管理を要請します。

ごみの処理施設

下妻地方広域事務組合と連携し、「クリーンポート・きぬ」及び「クリーンパーク・きぬ」の適切な維持管理運営を図ります。

ごみの減量化

ごみ減量推進員制度の活用や生ごみ処理機器補助制度を推進し、ごみの減量化を図ります。発生抑制のためのマイバッグの利用・普及を図ります。

ごみの再資源化(リサイクル)

資源ごみの分別を推進し、積極的な再資源化を行います。また、資源ごみ回収報償金制度を活用し、リサイクルに対する市民の意識高揚を図ります。

ごみの有料化

市民が一定量を超えてごみを出す場合に限り、ごみ袋の有料販売を行っていますが、ごみの減量化・リサイクルの推進、排出費用の公平負担を図るため、ごみ袋完全有料化の導入について検討を進めます。

●市民が取り組むこと

3R(リデュース・リユース・リサイクル)に取り組み、ごみの分別と減量化を徹底します。買物時のマイバック持参運動に積極的に取り組みます。

事業者は、生産から流通、販売、廃棄に至るすべての段階で環境負荷の低減や環境配慮型経営を目指します。また、ごみを排出する際には、自己処理責任を徹底して、排出抑制や再資源化に取り組みます。

成果指標

行政収集可燃・不燃ごみ

成果指標とした理由 最も収集・処理費用がかかるとともに、分別による資源ごみの混在が考えられるため

現状値<平成18年度> 可燃ごみ 8,389t	中間目標<平成24年度> 7,970t	目標<平成29年度> 7,550t	データ出所 生活環境課
現状値<平成18年度> 不燃ごみ 868t	中間目標<平成24年度> 825t	目標<平成29年度> 781t	データ出所 生活環境課